

みまもり通信

2021

12月

vol.10

えっ！通信販売 クーリング・オフできないの？

クーリング・オフ制度とは

特定の取引で商品等を契約してしまった場合、**法律で定められた期間内**であれば、無条件で契約を解除できる制度です。

※商品が三千円未満は適用外、使用してしまった消耗品（例：化粧品等）は適用外

※クーリング・オフ制度は業者と個人の取引で適用される制度のため、個人間の取引は適用外（例：メルカリ等）

クーリング・オフ制度が適用される特定の取引期間とは

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法では店舗契約含む)	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による取り引き	8日間
特定継続的役務提供	IT系、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの継続的契約	8日間
訪問購入	店舗外の場所で、貴金属を含む原則すべての物品を事業者が消費者から買い取る契約	8日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間
業務提供誘因販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法	20日間



消費生活相談
クーリング・オフの活用やご相談は下記へ連絡して下さい

◆通信販売に**クーリング・オフ制度はありません。**

◆返品については事業者が決めた**返品特約**に従うことになります。
返品特約が定められていない場合には、商品を受け取った日を含めて**8日以内**であれば、消費者が送料を負担し返品できます。

◆通信販売で、商品を購入する際は、事前に返品の可否や返品・交換が可能な場合の条件をよく確認しましょう！！

CHECK!!



消費者ホットライン **188** いやや! いやや!
局番なし

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。

【発行・問い合わせ先】

御所野地域包括支援センター けやき

電話 826-0651

FAX 826-0652

